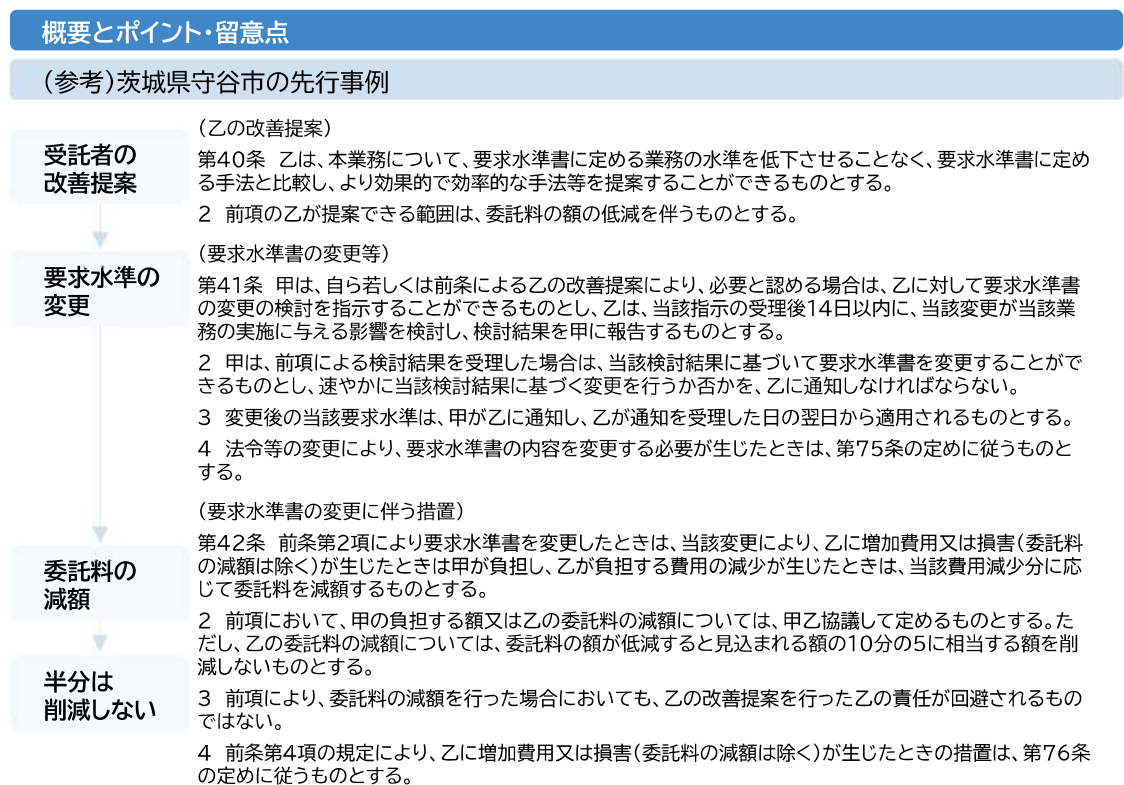


基礎編「第2章」2.4 要件④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

- 「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属



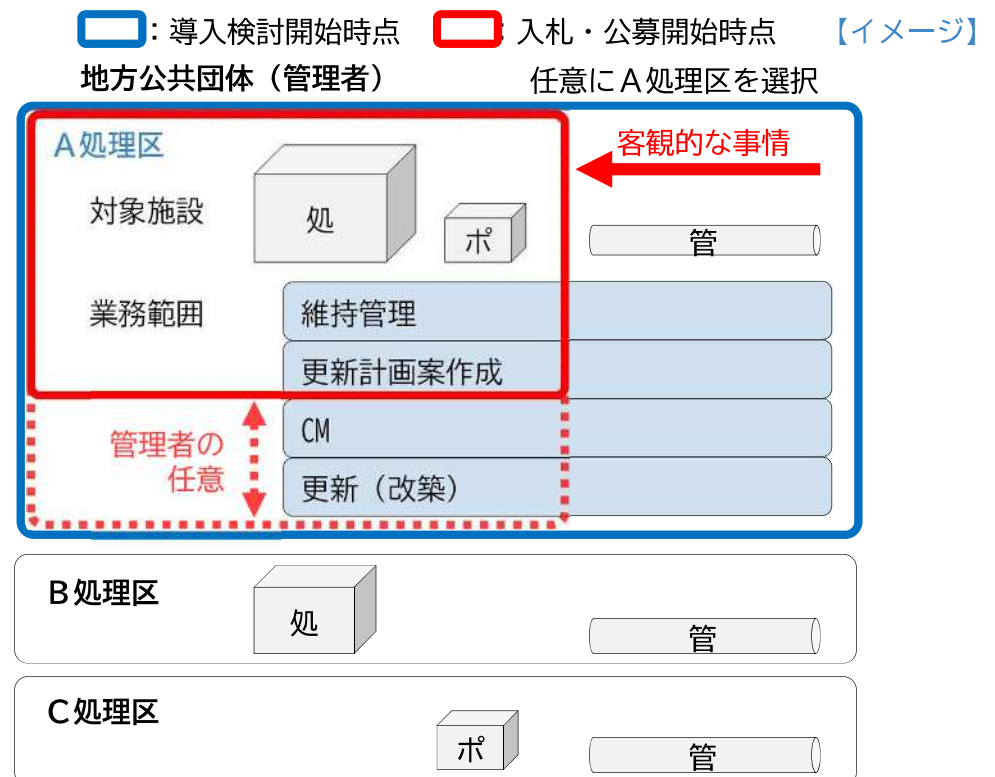
出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

基礎編「第3章」3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方

- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待する効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる
- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)

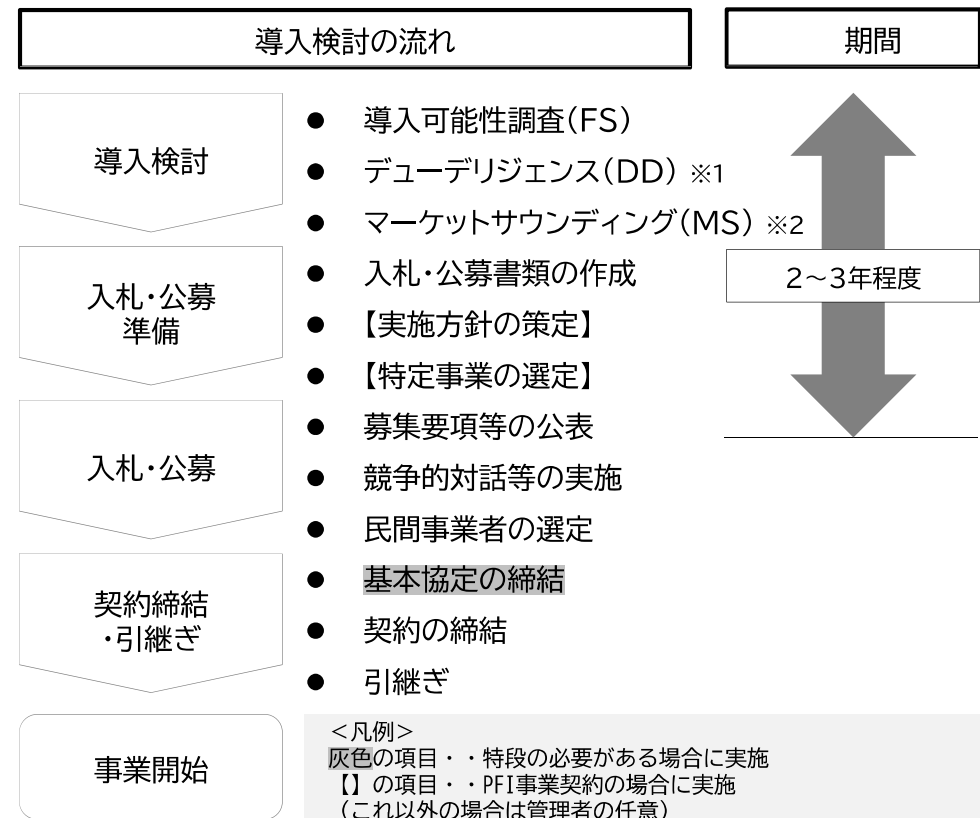


基礎編「第3章」3.2 導入検討の流れ

- レベル3.5の導入検討には、一定程度の期間が必要となる。
- 想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら、導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約締結・引継ぎ、事業開始の流れで進める。

- 受託者の選定までは、2～3年程度の期間が必要になると考えられる
- 図表 3-2は例示であるが、一般的には、想定する事業開始や入札・公募開始の時期を考慮しながら導入検討、入札・公募準備、入札・公募(受託者の選定)、契約・引継ぎ、事業開始の流れで進めることが考えられる
- 例えば、他処理区、導入検討に含まれない他施設・他業務、既存の業務委託契約の期間、地方公共団体の組織体制・技術継承、モニタリング・履行確認、リスク分担、民間事業者等の参画意向等を総合的にふまえ進める必要がある
- なお、レベル3.5の実施を経ずに、レベル4を実施することも可能

図表 3-2 導入検討の流れ(一例)



※1 デューデリジェンス 導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング 民間事業者等への意向調査(情報開示・官民対話)

基礎編「第3章」3.3 ウォーターPPPによる解決を期待する課題の確認

- 事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理することが重要である。

- 地方公共団体が策定済みの経営戦略、ストックマネジメント計画等も参照し、ヒト、モノ、カネ等の観点から、事業・経営の課題を確認し、ウォーターPPPにより解決を期待する事項を整理
- この際、例えば、現場の実務で発生している課題を聞き取り、とりまとめることも考えられる
- 洗い出した課題は一覧にまとめ、重要度や緊急度等も考慮し、対応時期やウォーターPPPによる解決を期待できるか等を整理することで、例えば、「管理者の任意」部分の判断資料となる
- なお、詳細は、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(国土交通省、R5.3)」を参照のほか、「下水道経営改善ガイドライン(公益社団法人日本下水道協会、H26.6)」、「経営戦略策定・改定マニュアル(総務省、R4.1)」等も参考

図表 3-3 課題の確認・整理一覧表(一例)

中項目	課題	重要度	対応時期	対応策(案)	PPP/PFI(官民連携)での対応	対応策の項目
人口・処理水量						
各施設の劣化及び投資状況	管路					
	施設					
事故発生状況・施設の課題						
職員・技術者数						
直営担当業務・委託状況						
財務収益性						
財務安全性						
その他(他事業連携、省エネ、デジタル、広域化等)						

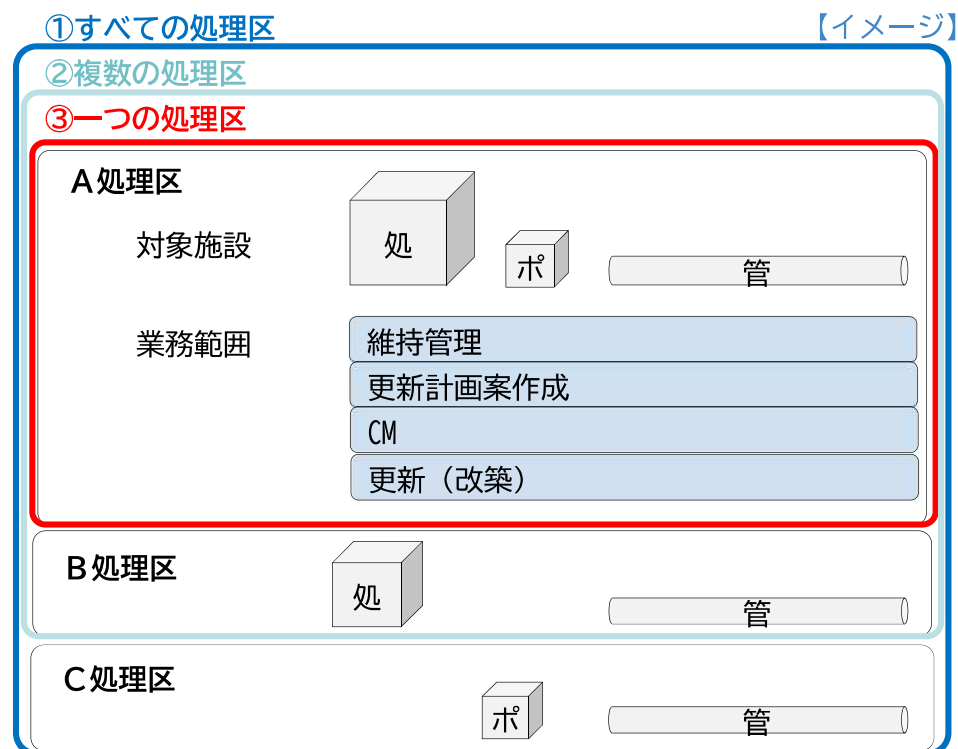
出典)国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

基礎編「第3章」3.4 少なくとも一つの処理区を選択

- 導入検討の開始に際し、まずは少なくとも一つの処理区を選択する。

- 事業・経営の課題解決、持続性向上等の観点から導入検討を開始
- その際、すべての処理区、複数の処理区、一つの処理区のいずれかを、管理者の任意で選択

図表 3-4 導入検討を開始する処理区を選択



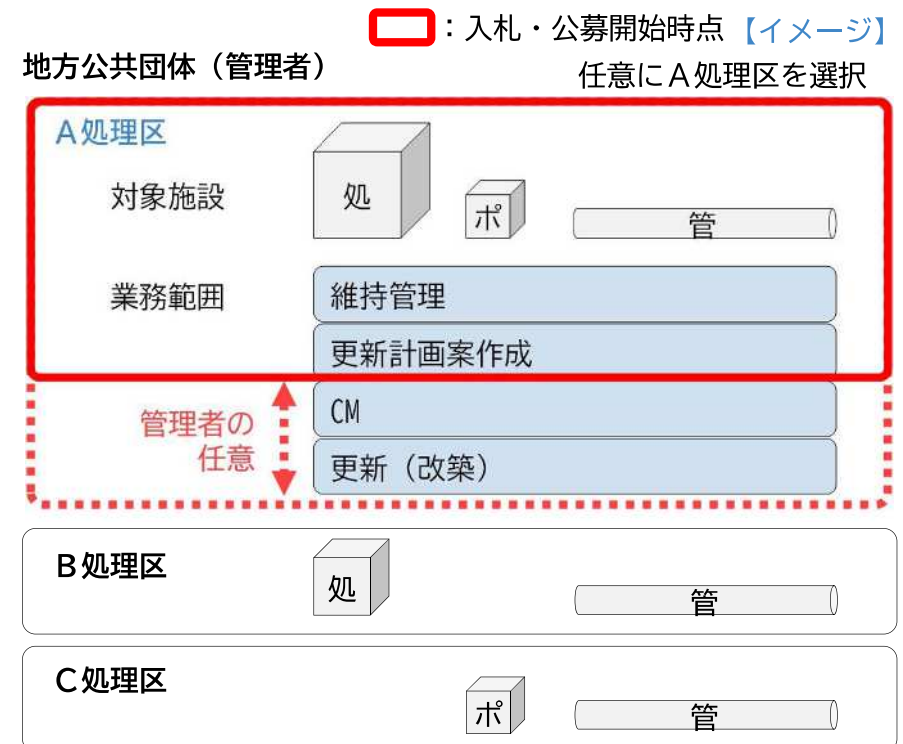
基礎編「第3章」3.5 対象施設・業務範囲の設定

3.5.1 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定する場合

- 「少なくとも一つの処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」として入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」は不要である。

- まずは「選択した処理区のすべての施設等を対象範囲に設定する事業期間10年の民間委託」(以下「案1」という)を念頭に置いて、導入検討を進めるところ、仮に、このまま入札・公募を開始する場合、「客観的な事情」(＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること)は不要となる
- 処理区を選択、更新実施型/更新支援型を選択、処理方式の変更等の大規模な更新(改築)工事は事業範囲外とすること等、「管理者の任意」部分については、管理者の適切な判断による

図表 3-5 すべての施設等を対象範囲に設定する場合



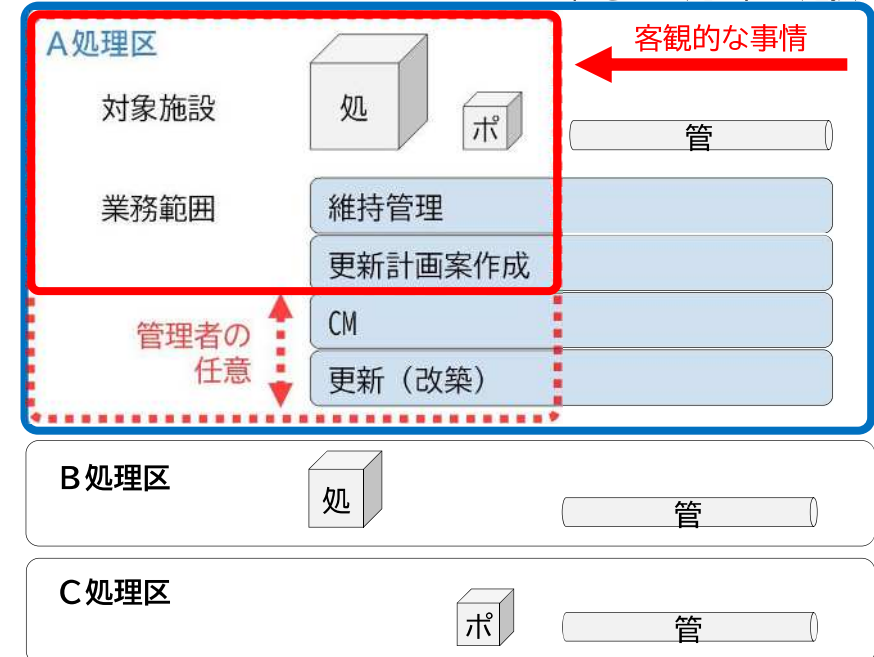
基礎編「第3章」3.5 対象施設・業務範囲の設定

3.5.2 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合

- 入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

- 案1と異なり、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではないもの(以下「案2」という)を想定する場合、例えば、FSやMS等を活用し、「案1」と「案2」を比較等することで、どの選択肢がよいか確認
- 「案2」で入札・公募を開始する場合には、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある(=「客観的な事情」が必要)
- 客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等を想定(詳細については、本ガイドライン基礎編4.2を参照)
- 客観的な情報として、例えば、FS、MS等の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。「案1」と「案2」の差分に応じて準備

図表 3-6 すべての施設等を対象範囲に設定しない場合
 : 導入検討開始時点 : 入札・公募開始時点【イメージ】
 地方公共団体(管理者) 任意にA処理区を選択

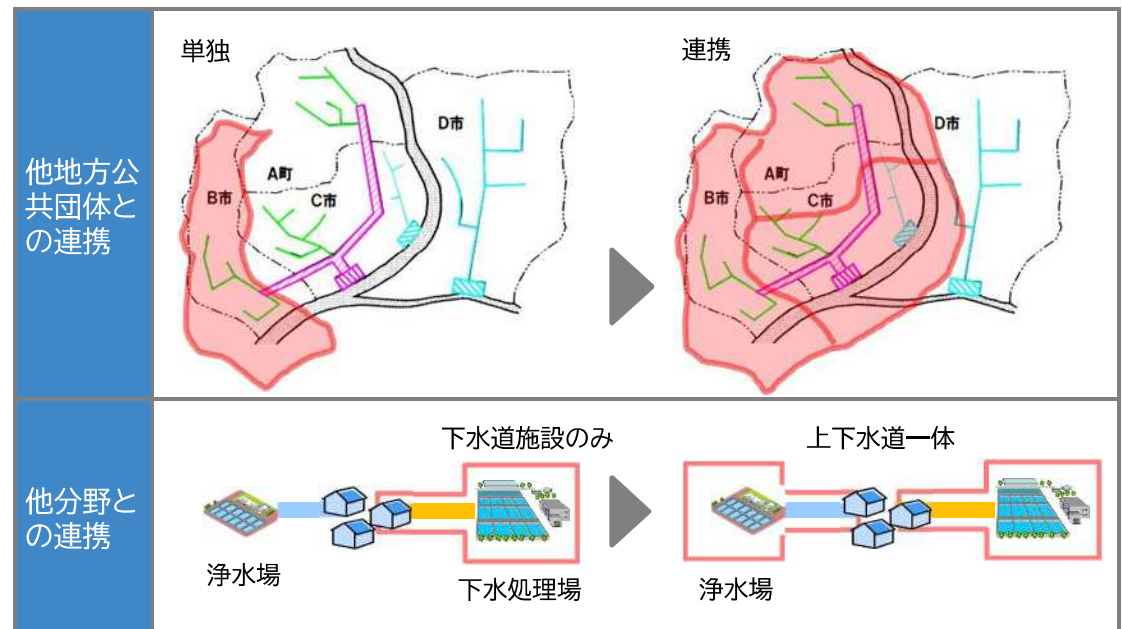


基礎編「第3章」3.6 広域型・分野横断型のウォーターPPP(他地方公共団体連携/上下水道一体等他分野)

- レベル3.5は、水道、工業用水道、下水道分野のそれぞれで導入することも、連携して導入することも可能である。
- 他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

- レベル3.5は水道、工業用水道、下水道分野と連携して導入することも可能
- 他地方公共団体との連携や、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能
- 令和5年度補正予算から、ウォーターPPPの導入検討費用の支援制度を創設し、他地方公共団体との連携や、水道等の他分野連携等に対して上限額を拡充する等のインセンティブを設定
- また、上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より交付金等の重点配分

図表 3-7 他地方公共団体や他分野との連携(イメージ)



基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。
- 交付金等の要件充足には、基礎編3.1対象施設・業務範囲の設定の考え方(詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照)が前提
- よって、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)を意味(入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結)
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き(イメージ)

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要

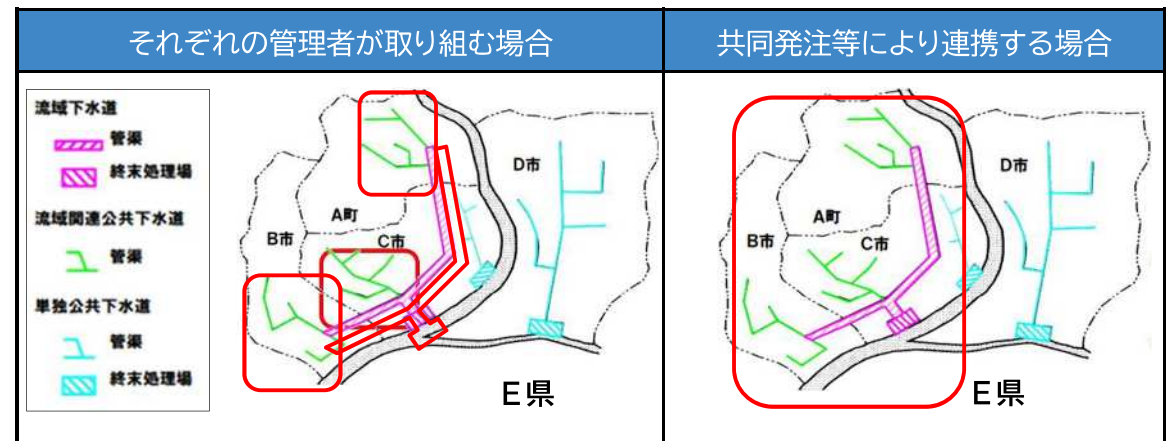


基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

- 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれ、交付金等の要件充足が必要である。

- 流域下水道、流域関連公共下水道も、それぞれで交付金等の要件充足が必要
- 複数の管理者が連携して取り組む場合、そのすべての管理者が同時に交付金等の要件充足をすることも可能
- 例えば、共同発注で「導入を決定済み」とすれば、共同したすべての管理者について交付金等の要件充足

図表 3-9 流域下水道、流域関連公共下水道の導入検討(イメージ)



基礎編「第3章」3.8 交付金等要件化の対象

- 令和9年度以降、交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」である。
- 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定している。

- 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)の別表1. 土木建築・付帯設備で大分類が「管路施設」の範囲とし、別表2. 機械設備、3. 電気設備の改築は交付金等要件化の対象外
- 「污水管の『改築』に係る国費支援」であることから、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外
- 下水道ストックマネジメントの支援制度と下水道総合地震対策事業における管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化は例外)であり、その計画策定や調査・診断の費用はについても交付金等要件化の対象
- なお、レベル3.5の対象施設・業務範囲として、交付金等を受ける污水管の改築が設定される必要はない

図表 3-10 交付金等要件化の対象と標準耐用年数

大分類	中分類	小分類	年数
管路施設	管 き よ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鋳 鉄	
		ダグタイル鋳鉄	
		鋼	
		コンクリート	
	レジンコンクリート		
	梘	コンクリート	50
		硬質塩化ビニル	
	取 付 管	硬質塩化ビニル	50
		陶	
		遠心力鉄筋コンクリート	
	マ ン ホ ール	本体(コンクリート製)	50
		本体(硬質塩化ビニル製)	
本体(レジンコンクリート製)			
鉄蓋(車道部)		15	
	鉄蓋(その他)	30	
共 通	内部防食	10	

出典)「下水道施設の改築について」(R4.4.1国水下事第67号下水道事業課長通知)別表1. 土木建築・付帯設備 大分類「管路施設」抜粋

基礎編「第4章」4.1 「管理者の任意」部分の情報収集

○ 「管理者の任意」部分は、管理者が自由に判断可能である。

- 基礎編3.1の「管理者の任意」部分(例えば、処理区
の選択、更新実施型／更新支援型の選択等)は、管
理者の適切な判断に委ねられ、管理者が自由に判断
可能
- 業務範囲の設定について、一般論として、事業規模
が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、
持続性の向上等に資することが考えられるため、民
間事業者等の参画意向等も踏まえつつ、大きな業務
範囲の設定を想定することが望ましい
- 一方、地方公共団体に残すべきものの観点から考え
ることも重要
- また、既存の業務委託契約と期間が重なる等の事情
により、現状、業務範囲の設定に含められないが、今
後、含めることが不可能ないし望ましいものについて
は、段階的な拡大も想定し、整理・調整を進める必要
があると考えられる(詳細については、「下水道事業
におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン
(国土交通省、R5.3)」を参照)

図表 4-1 業務範囲の設定に際しての考え方

項目	検討方針
基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者等が得意とする専門的な知識や経験、技術力が必要な業務等につ いて委託を検討する。 ・ 地方公共団体の状況等により対象業務範囲を段階的に拡大させていくことも 考えられる。
既存計画・ 事業との 整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存計画との整合性に留意して業務範囲を検討する。 ・ 制度上民間事業者等へ委託できない業務は委託範囲から除外する(公権力の行 使を伴う業務など) ・ 現時点で民間事業者等へ委託している業務については、引き続き委託するこ とを想定したうえで検討する。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な目線で委託可否を検討し、すぐに委託が難しいと考えられる業務につ いては、段階的に委託することを想定する。
事業の競 争性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争環境を創出するという観点から、民間事業者等の参入意欲を高めるため委 託範囲(事業規模)は広く想定する。 ・ 業務を受託できる民間事業者等が1社等に限定され競争性が阻害されるよう な業務は対象外とすることを検討する。
モニタリ ング・履行確 認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象業務に対する、地方公共団体におけるモニタリング・履行確認の実施体制 を検討する必要がある。

出典)国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」(R5.3)

基礎編「第4章」4.2 「客観的な情報」の収集

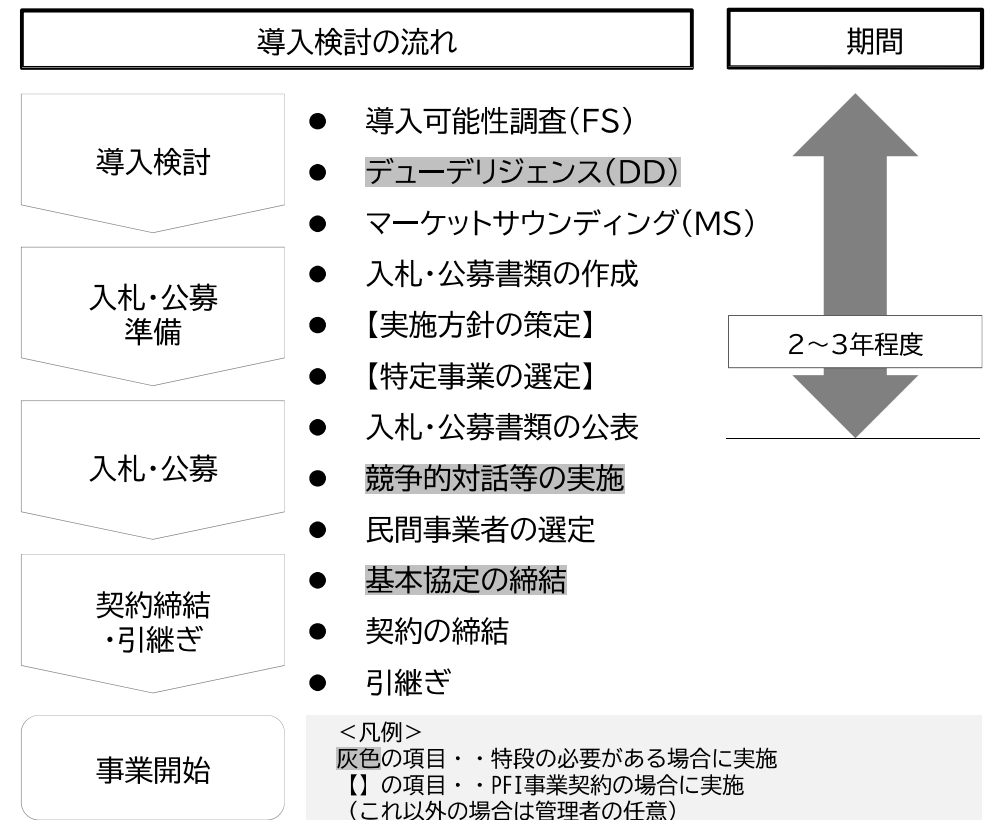
- 対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。
 - 管理者が、対外的に説明できることが必要である(形式等は問わない)。
-
- 本ガイドライン3.1の「客観的な事情」(＝管理者が客観的な情報に基づいて説明できること)が必要となる場合には、対外的に説明できる準備をしておく必要がある(形式等は問わない)
 - なお、「管理者の任意」部分については、「客観的な事情」は不要
 - 客観的な情報の一例は次の通り
 - FSやMSの結果や経過
 - 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
 - VFM(Value for Money)の結果
 - FSやMS等を活用して客観的な情報を収集する場合、基礎編3.5.2のとおり、案1と案2を選択肢に挙げた上で、民間事業者等の参画意向等も踏まえて比較等が必要
 - 外部有識者に意見を求める場合も、断片的な情報ではなく検討に必要な情報を提示した上で意見を求め、案1と案2の差分について情報収集・整理する必要がある

基礎編「第5章」 入札・公募等

- 更新実施型・更新支援型ともに、受託者の選定に際し、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できる。

- 更新実施型・更新支援型ともに、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式(随意契約)等を選択できるが、基本的に価格だけでなく提案内容も競争の上で受託者が選定される想定
- なお、更新実施型の場合、PFI事業契約が原則とされ、PFI事業契約の場合、図表 3-2を参照
- レベル3.5は、長期契約、性能発注により、維持管理と更新を一体的にマネジメントする方式であることから、民間事業者等の技術力等を適切に評価して選定する必要があり、入札・公募書類の記載について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの結果や経過を反映することが重要
- 一般的な処理場等包括的民間委託の公募型プロポーザル方式の流れについては、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン((公益社団法人公社)日本下水道協会、R2.6)」を参照
- なお、総合評価一般競争入札も公募型プロポーザル方式とほぼ同様の流れである

(再掲) 図表 3-2 導入検討の流れ(一例)

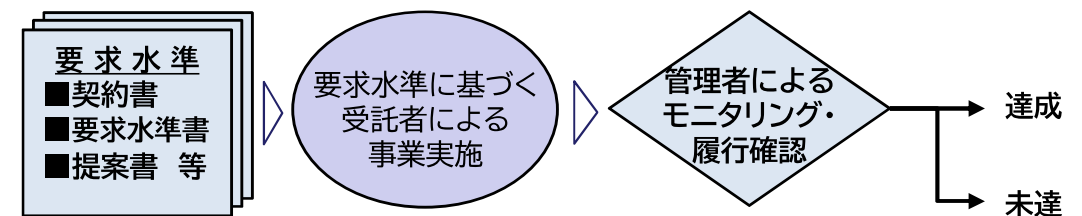


基礎編「第6章」 事業実施中

- 事業実施中の受託者によるセルフモニタリング、管理者によるモニタリングが重要である。また、必要に応じて第三者によるモニタリング等も組み合わせることも考えられる。これらにより、管理者にとって必要十分なモニタリング・履行確認を実施されたい。

- モニタリング・履行確認とは、受託者が契約等に規定された業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否か等を確認するもの
- モニタリング・履行確認で契約書や要求水準書に規定する内容等が充足されていないことが判明した場合、管理者は受託者に対して是正措置等を要求することができる
- レベル3.5は、長期契約(原則10年)、維持管理と更新(改築)の一体マネジメントが要件であり、これまでの包括的民間委託等よりも事業規模が大きくなりやすいこと等から、モニタリング・履行確認の必要性や重要性は高いことが考えられる
- また、性能発注(要求水準)の履行確認、リスク分担の具体的な調整・実現、プロフィットシェアの費用縮減分の確定や分配の調整・実現など、モニタリング・履行確認の役割・機能が要求される場面も多いと想定

図表 6-1 モニタリング・履行確認の重要性



基礎編「第7章」 事業終了時

- 事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となる。
 - 次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい。
-
- 事業終了時には、事後検証や次期に向けた引継ぎ等が必要となり、次期入札・公募の競争性確保等のため、受託者が事業終了時に必要な情報を管理者に受け渡すこと、管理者が受け取った情報を次期入札・公募に際し、開示すること等について、あらかじめ合意しておくことが望ましい
 - 事後検証で、財政負担の軽減、サービスの向上等の効果や課題を明らかにした上で、次期について考えることとなるが、レベル3.5の後継としてレベル4を選択肢の一つに含めて検討することが望ましい
 - また、受託者は、管理者との間であらかじめ定めた要求水準等を充足する状態にして、施設等を管理者ないし次期受託者へ引き継ぐ必要がある
 - この際、受託者は、引継事項の整理を行った上で、管理者ないし次期受託者に対する引継ぎや技術指導を実施
 - 引継ぎに必要な事項の一例は次の通り
 - 運転操作マニュアル
 - 施設運転時における機能の発揮状態
 - 物品の在庫等
 - 引継事項は、管理者が具体化し、要求水準等に記載することで、管理者ないし次期受託者へ円滑に引き継ぐことが可能となると考えられる

先行事例(静岡県浜松市)

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体

管理者 静岡県浜松市
人口 総人口約78.2万人(R7.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始 平成30(2018)年4月
事業期間 20年
対象施設 処理場、ポンプ場
業務範囲 維持管理、改築等

民間事業者等

運営権者 浜松ウォーターシンフォニー株式会社(SPC)
代表企業 ヴェオリア・ジャパン株式会社
構成企業 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、オリックス株式会社、須山建設株式会社、東急建設株式会社

効果・メリット等

VFM 約14.4%(優先交渉権者提案時)
運営権対価 25億円(0円以上に対し優先交渉権者が提案)
特徴等

- 静岡県流域下水道移管を機に導入検討開始(体制補完)
- 処理場とポンプ場の維持管理と改築を一体的に実施
- 市内受益者間の公平性の観点から、使用者が支払う料金は、西遠処理区も他の処理区も同水準
- 運営権者は改築の費用の一部を負担
- 紛争が発生した場合の調整のため西遠協議会を設置
- 附帯/任意事業による地域貢献(地域との連携や協働)
- 下水道分野で1件目のコンセッション方式

事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中(第三者が管理者のモニタリングを補完)



西遠処理区
市全体のおおよそ6割の下水を処理



事業規模 約600億円(税抜)
※事業期間20年の管理者と運営権者の総額

事業開始までのスケジュール(実績)

平成25 (2013) 年 4月～	導入可能性調査(FS)
平成26 (2014) 年 4月～	デューデリジェンス(DD)等
平成28 (2016) 年 2月	実施方針条例制定、実施方針策定
	募集要項等公表
平成29 (2017) 年 3月	優先交渉権者選定
	10月
平成30 (2018) 年 4月	公共施設等運営権設定、実施契約締結 事業開始

先行事例(高知県須崎市)

須崎市公共下水道施設等運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体

管理者 高知県須崎市
人口 総人口約1.9万人(R6.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始 令和2(2020)年4月
事業期間 19.5年
対象施設 処理場、管路(污水)
※ [包括委託] 漁集排等
[委託(仕様発注)] ポンプ場(雨水)、管路(雨水)

業務範囲 維持管理等

民間事業者等

運営権者 株式会社クリンパートナーズ須崎(SPC)
代表企業 株式会社NJS
構成企業 (株)四国ポンプセンター、日立造船中国工事(株)、
(株)民間資金等活用事業推進機構、(株)四国銀行

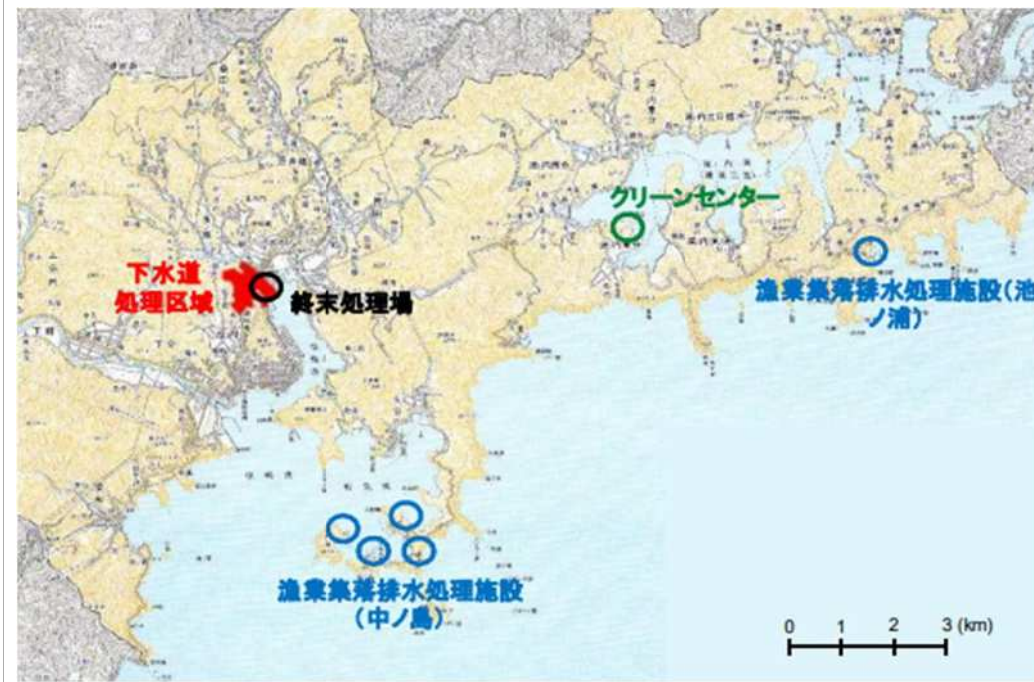
効果・メリット等

VFM 約7.6%(優先交渉権者選定時)
運営権対価 0円
特徴等

- 運営権者の収入は利用料金(下水道使用料内数)とサービス対価で構成される(混合型)
- 公共下水道(污水)と市所管インフラ維持管理を連携(同一受託者(運営権者)が実施)※改築は含まない
- 処理場は事業期間中にコンセッション方式に移行
- 下水道分野で2件目のコンセッション方式

事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、市(管理者)のモニタリングを実施中
令和6年度に中間評価委員会(第三者)によるモニタリングを実施



事業開始までのスケジュール(実績)

平成28(2016)年 6月	PFI法第6条に基づく民間提案
10月~	導入可能性調査(FS)
平成29(2017)年 5月~	デューデリジェンス(DD)等
12月	実施方針条例制定
平成30(2018)年 2月	実施方針公表
8月	募集要項等公表
平成31(2019)年 1月	優先交渉権者選定
令和元(2019)年12月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和2(2020)年 4月	事業開始

宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

水道 下水道 工業用水道 コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体

管理者 宮城県
人口 総人口約228.0万人(R4.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始 令和4(2022)年4月
事業期間 20年
対象施設 水道用水供給(2事業)、工業用水道(3事業)、流域下水道(4事業)の維持管理、改築等 ※管路等の維持管理・改築、土木構造物等の改築を除く
業務範囲

民間事業者等

運営権者 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ(SPC)
代表企業 メタウォーター株式会社
構成企業 ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービス

効果・メリット等

VFM 約10.2%(優先交渉権者提案時) ※9事業合計
運営権対価 10億円 ※9事業合計
特徴等
・現行体制継続時と提案の比較で総額約337億円の削減を予定(水道料金等の上昇抑制に寄与)
・コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮
・新OM会社を県内に設立、ICT機器の導入等による組織体制の最適化等
・下水道分野で3件目のコンセッション方式

事業実施状況のモニタリング

経営審査委員会(第三者)は、令和5年度の運営状況、運営権者のセルフモニタリング、県(管理者)のモニタリングは適正と認められると答申

みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内★印のついた事業が対象です。



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

- **水道用水供給事業 (2事業)**
 - ・大崎広域水道事業
 - ・仙南・仙塩広域水道事業
- **工業用水道事業 (3事業)**
 - ・仙台北部工業用水道事業
 - ・仙塩工業用水道事業
 - ・仙台圏工業用水道事業
- **流域下水道事業 (4事業)**
 - ・仙塩流域下水道事業
 - ・阿武隈川下流域下水道事業
 - ・鳴瀬川流域下水道事業
 - ・吉田川流域下水道事業

※対象外の流域下水道事業 (3事業)
・北上川下流域下水道事業
・遼川流域下水道事業
・北上川下流東部流域下水道事業

契約金額
約1,600億円(税抜)

【水道用水供給事業】 南部山浄水場、麓山浄水場、中峰浄水場等
【工業用水道事業】 大槻浄水場、麓山浄水場等
【流域下水道事業】 仙塩浄化センター、県南浄化センター、大和浄化センター、鹿島台浄化センター等

事業開始までのスケジュール(実績)

平成29(2017)年 ~	導入可能性調査(FS)、 デューデリジェンス(DD)等
令和元(2019)年12月	実施方針条例制定、実施方針策定
令和2(2020)年3月	募集要項等公表
令和3(2021)年3月	優先交渉権者選定
12月	公共施設等運営権設定、実施契約締結
令和4(2022)年4月	事業開始

先行事例(神奈川県三浦市)

三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業

下水道

コンセッション方式(レベル4)

地方公共団体

管理者	神奈川県三浦市
人口	総人口約3.9万人(R7.3) 東部処理区 約1.5万人(R4.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	20年
対象施設	処理場、ポンプ場、管路施設等
業務範囲	維持管理、改築等

民間事業者等

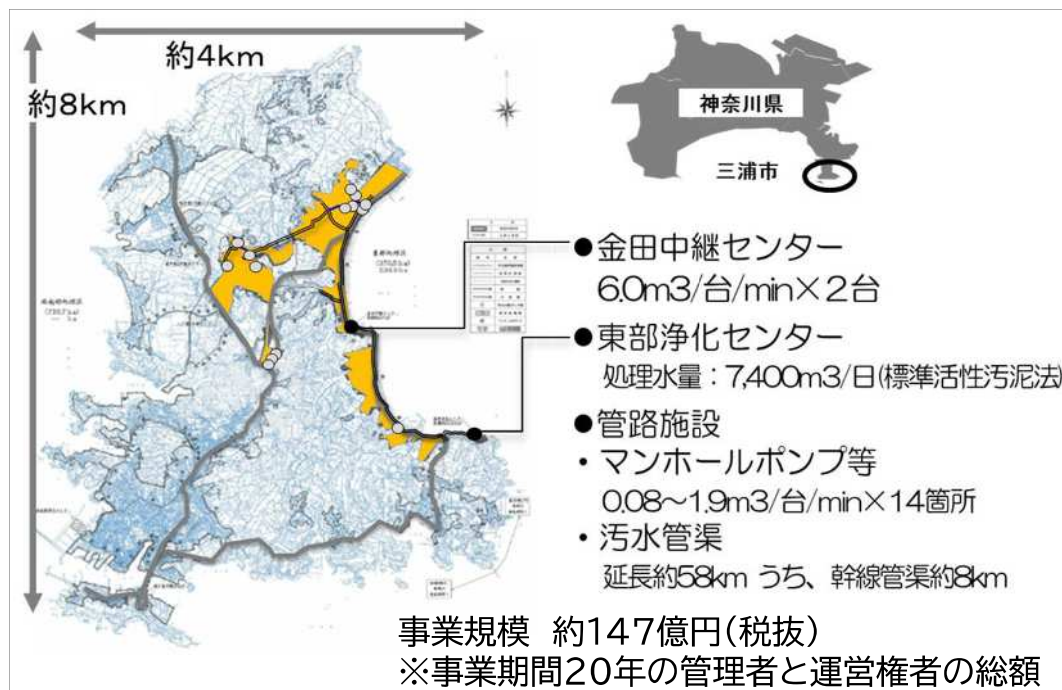
運営権者	三浦下水道コンセッション株式会社
代表企業	前田建設工業株式会社
構成企業	東芝インフラシステムズ株式会社、株式会社クボタ、 日本水工設計株式会社、 株式会社ウォーターエージェンシー

効果・メリット等

VFM	約4.1%(優先交渉権者提案時)
運営権対価	1,000万円
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 「施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大」、「人口減少による下水道使用料収入の減少」等の課題に対し、「民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化」等を見込む 下水道分野で4件目のコンセッション方式であり、初めて管路施設の改築等までのすべてを含む

事業実施状況のモニタリング

運営権者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



事業開始までのスケジュール(実績)

平成27(2015)年	～	導入可能性調査(FS)
平成29(2017)年	～	デューデリジェンス(DD)等
令和2(2020)年	10月	実施方針(案)公表
令和3(2021)年	3月	実施方針条例制定
	4月	実施方針公表
	7月	募集要項等公表
令和4(2022)年	7月	優先交渉権者選定
	9月	公共施設等運営権設定
	12月	実施契約締結
令和5(2023)年	4月	事業開始

先行事例(茨城県守谷市)

守谷市上下水道施設管理等包括業務委託

水道 下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体	
管理者	茨城県守谷市
人口	総人口約7.0万人(R6.3)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和5(2023)年4月
事業期間	10年
対象施設	配水場、処理場、ポンプ場、農集排
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等
民間事業者等	
代表企業	株式会社ウォーターエージェンシー
構成企業	株式会社オリエンタルコンサルタンツ、株式会社中央設計技術研究所
効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 運転維持管理情報に基づく効果的な修繕計画、ストックマネジメント、アセットマネジメント計画立案 • 運転維持管理企業とコンサル企業連携による実効性ある事業運営
効果	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の老朽化等に対応する実施体制の確保、ストック情報基盤の整備、安定した事業費の確保 • ICT/IoT技術の導入等(設備投資)による作業の省力化・効率化 • 長期契約、管理と更新一体マネジメントによる施設管理の最適化 • コンサルとOM企業の連携によるDX基盤で、課題解決の迅速化
事業実施状況のモニタリング	
管理者によるモニタリングを実施中	



事業規模(契約金額) 約73億円(税込)

- 【水道】 守谷配水場、関連水道施設
- 【下水道】 守谷浄化センター、関連ポンプ場
- 【農集排】 西板戸井地区農集排処理施設、関連ポンプ場

事業開始までのスケジュール(実績)	
令和3(2021)年 ~	公募型プロポーザルの実施要領(案)、業務委託契約書(案)、要求水準書(案)を作成
令和4(2022)年 9月	公募型プロポーザル公告
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和5(2023)年 4月	事業開始

(出典)茨城県守谷市資料等に基づき国土交通省作成

先行事例(神奈川県(箱根地区))

箱根地区水道事業包括委託(第3期)

水道

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体

管理者	神奈川県企業庁
人口	総人口約1.1万人(R5.3) 給水人口 約0.5万人(R5.3)

ウォーターPPPの概要

事業開始	令和6(2024)年4月
事業期間	10年
対象施設	浄水場、ポンプ所、配水池、管路施設等
業務範囲	維持管理、更新計画案作成、更新等

民間事業者等

受託者	箱根水道パートナーズ株式会社(SPC)
代表企業	月島JFEアクアソリューション株式会社
構成企業	株式会社デック、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、神奈川県管工事業協同組合

効果・メリット等

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 委託期間を5年から10年に延伸し、受託者が箱根管内の水道施設の状況を十分に考慮した上で、水道施設更新に係る計画案を立案することで、受託者がさらなる水道事業運営ノウハウの習得を可能にするとともに、発注者側の業務負担軽減にも寄与
効果	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全の促進や対応の迅速化により市民への提供サービスの向上 長期安定的な業務量の確保による経営の安定化、包括化による効率化、創意工夫による収益性の向上 地域住民の雇用創出、地元企業の参入による地域活性化

事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中



事業開始までのスケジュール(実績)

令和5(2023)年 5月	募集要項等資料の公表
7月	現地確認
8月	提出書類の受付
10月	選定事業者決定通知
11月	特別目的会社(SPC)の設立
12月	事業契約の締結
令和6(2024)年 4月	事業開始

利府町上下水道事業包括的民間委託

水道 下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体

管理者 宮城県利府町
人口 総人口約3.6万人(R7.4)

ウォーターPPPの概要

事業開始 令和7(2025)年4月
事業期間 10年
対象施設 水道:浄水場、管路、ポンプ場、配水池等
下水道:ポンプ場、管路等
業務範囲 維持管理、更新計画案作成、CM(設計、施工監理)等

民間事業者等

受託企業 株式会社Rifレックス(SPC)
代表企業 株式会社日水コン
構成企業 株式会社データベース、株式会社宅配、株式会社NSCテック

効果・メリット等

特徴

- 町内の上下水道施設すべてが対象
- 維持管理全般の日常業務から蓄積したデータを元に、更新・維持管理の計画、設計までをワンストップで実施
- フェーズ設定により目標を明確に受託者へ共有することでより効率的・効果的な官民連携を実現

効果

- 官民のシームレスな関係構築による技術・知識の融合や、官民対話による職員のモチベーション向上等の効果
- SPCが主体となって検討が進み業務の円滑な遂行への取組が進行
- 窓口対応や契約事務等の事務負担軽減により、職員がコア業務に専念

事業実施状況のモニタリング

受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中

■委託対象施設の位置図

契約金額 約31億円(税抜) ※事業期間10年間の総額



事業開始までのスケジュール(実績)

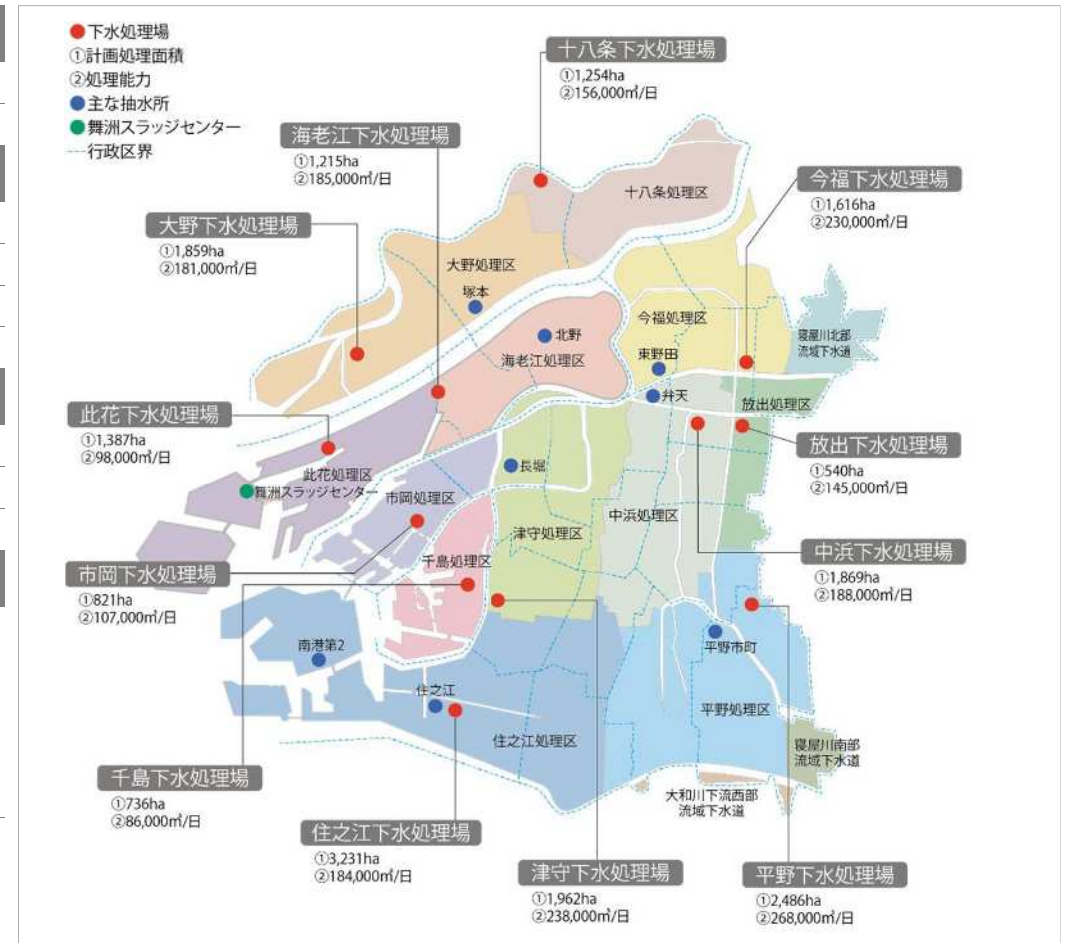
令和 6 (2024) 年 8月	募集要項等資料の公表
10月	企画提案書の提出
11月	優先交渉権者決定
12月	契約締結
令和 7 (2025) 年 4月	事業開始

(出典)宮城県利府町資料等に基づき国土交通省作成

大阪市下水道施設包括的管理業務委託

下水道 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)

地方公共団体	
管理者	大阪府大阪市
人口	総人口約282万人(R7.9)
ウォーターPPPの概要	
事業開始	令和7(2025)年9月 ※契約変更
事業期間	17年 ※原則10年の例外に該当
対象施設	処理場、ポンプ場、管路
業務範囲	維持管理、更新計画案作成
民間事業者等	
受託者	クリアウォーターOSAKA株式会社(100%官出資会社)
代表企業	同上
構成企業	-
効果・メリット等	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 契約変更(委託業務範囲の拡大)により事業期間20年の包括的民間委託(レベル3)から管理・更新一体マネジメント方式へと移行 最終的にコンセッション方式導入を目指す 受託者は100%官(市)出資会社
効果	<ul style="list-style-type: none"> 20年間の長期契約で約320億円の費用縮減(見込み) 受託者の中長期的観点での人材育成による技術力向上 受託者と民間事業者の連携による技術開発や新技術導入の促進で、高い技術力を確保や更なる業務効率化 契約変更で「更新計画案作成業務」を追加し、維持管理と更新(改築)を一体的にマネジメントすることで、より一層の業務効率化を期待
事業実施状況のモニタリング	
受託者のセルフモニタリング、管理者のモニタリングを実施中	



事業開始までのスケジュール(実績)

令和 4 (2022) 年 4月	事業開始(20年間)
令和 7 (2025) 年 9月	契約変更(レベル3.5へ移行)

(出典)大阪府大阪市資料等に基づき国土交通省作成

ご清聴ありがとうございました。

「水の官民連携」（ウォーターPPP）に関するお問い合わせは・・・

- ・ 地方公共団体向け窓口 hqt-sewerage-waterppp@gxb.mlit.go.jp
- ・ 民間事業者等向け窓口 hqt-sewarage-waterppp-private@gxb.mlit.go.jp

（お問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局

上下水道審議官グループ 上下水道企画課 管理企画指導室